

国立大学法人和歌山大学と地方独立行政法人大阪市立工業研究所との
教育研究協力に関する協定書

国立大学法人和歌山大学（以下「大学」という。）と地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「研究所」という。）は、相互に連携（以下「連携大学院」という。）し、和歌山大学大学院（以下「大学院」という。）の教育研究活動の一層の充実と大学院の学生（以下「学生」という。）の資質向上を図るとともに、研究所の研究活動の推進及びその成果の普及を促進することにより、我が国における学術及び科学技術の発展に寄与することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（客員教員）

第1条 大学は、大学院の教育研究活動を一層活性化するために、研究所と協議の上、大学の教員として十分な見識・専門知識を有する研究所の研究者を大学院の客員教授又は客員准教授（以下「客員教員」という。）に委嘱する。

2 客員教員候補者の資格審査は、大学が定めるところによるものとする。

3 客員教員の委嘱は、次の各号による要件とする。

（1）報酬は支給しないこと。

（2）本務に支障を来たさないこと。

（3）大学の管理運営に関する業務に従事させないこと。

4 客員教員は、大学の要請に応じて、研究所において必要と認める場合には、学生に対し研究指導等を行うものとする。

5 客員教員は、大学の要請に応じて、研究所において必要と認める場合は、大学の教育研究活動に対する協力を行うことができるものとする。

6 客員教員が研究指導等を行う学生に対しては、学生の修学指導に関し、補完的役割を担う専任の教員を大学院に置くものとする。

（学生の研究所における身分）

第2条 研究所において研究指導等を受ける場合の学生の資格・身分は研究所の定めるところによるものとする。

（研究成果及び知的財産権の取扱い）

第3条 学生が研究所において研究指導等を受けて得た研究成果で、大学院履修課程の範囲内のものにあつては、原則として公表することができるものとする。

2 公表する個々の案件については、研究所の定めるところによるものとし、研究所は大学の下承を得るものとする。

3 学生が研究所において客員教員から研究指導等を受けた研究によりなした当該発明等に係る知的財産権（「知的財産権」とは、工業所有権、著作権、回路配置利用権、ノウハウ及びその他一切の知的財産権をいい、「発明等」とは当該「知的財産権」による保護の対象となるものをいう。）の取扱いは、研究所の定めるところによるものとする。

（事故への対応）

第4条 研究所において学生が関与する事故が生じた場合は、研究所は、速やかに大学に通知するとともに、事故発生の状況等について調査の上、大学と研究所との協議に基づき処理するものとする。

（その他）

第5条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又は改正の必要がある場合は、大学と研究所とが協議して処理するものとする。

2 この協定に定めるもののほか必要な事項については、別途「覚書」を取り交わすものとする。

（協定の発効・失効）

第6条 この協定は、平成24年4月1日から実施し、協定の失効については大学と研究所が協議するものとする。

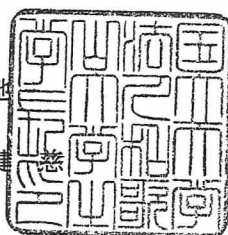
この協定書は、2通作成し、大学と研究所で各1通を所持する。

平成24年 2月 7日

（大学）

和歌山県和歌山市栄谷930番地
国立大学法人和歌山大学

学 長 山 本 健 慈



（研究所）

大阪市城東区森之宮1丁目6番50号
地方独立行政法人大阪市立工業研究所

理事長 喜 多 泰 夫



和歌山大学大学院システム工学研究科と地方独立行政法人大阪市立工業研究所との
連携大学院に関する覚書

和歌山大学大学院システム工学研究科（以下「研究科」という。）と地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「研究所」という。）は、平成 年 月 日付で締結した「国立大学法人和歌山大学と地方独立行政法人大阪市立工業研究所との教育研究協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

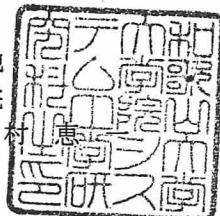
- 第1 客員教員の任期は1年とし、年度ごとに更新するが、原則として研究指導等を行う学生が所定の課程を修了するまで更新することができる。
- 第2 客員教員が学生に行う研究指導等とは、講義、演習及び研究指導とする。
- 第3 客員教員は、研究科の要請に応じ、研究所において必要と認められる場合には、研究科の会議に出席し、意見を述べることができる。
- 第4 客員教員は、研究科の定めるところにより「学位論文審査委員」になることができる。
- 第5 客員教員が研究指導等を担当できる学生は、原則として客員教員1名あたり毎年度1名とする。
- 第6 客員教員が研究所において学生の研究指導等を行う場合の施設・設備等の使用料等は無償とするものとする。
- 第7 専任の教員は、主として次の事項を担当する。
一 学生に対するガイダンスに関すること。
二 学生生活に関すること。
三 客員教員との連絡調整に関すること。
四 その他、研究科の研究科長が必要と認めたこと。
- 第8 研究科は、学生が研究所において研究指導等を受ける場合の災害事故に係わる対応として、学生教育研究災害傷害保険及び学生教育研究災害付帯賠償責任保険に加入することを義務付けるものとする。
- 第9 この覚書は、必要に応じて研究科と研究所の協議により変更することができるものとする。
- 第10 この覚書は、平成24年4月1日から実施する。

この覚書は、2通作成し、研究科と研究所で各1通を所持する。

平成24年 2月 7日

（研究科）

和歌山県和歌山市栄谷930番地
国立大学法人和歌山大学大学院
システム工学研究科長 木 村 恵



（研究所）

大阪市城東区森之宮1丁目6番50号
地方独立行政法人大阪市立工業研究所
理事長 喜 多 泰 夫

